

○阿武町中小企業等デジタル化事業補助金交付要綱

令和7年3月19日

告示第12号

(趣旨)

第1条 この要綱は、経営の効率化及び生産性の向上を図るため、デジタル技術を活用した事業に取り組む町内の中小企業者等に対し、予算の範囲内において阿武町中小企業等デジタル化事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「中小企業者等」とは、中小企業者（中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。以下同じ。）並びに医療法人、社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、特定非営利活動法人、学校法人、農林水産業を営む法人及び個人事業主であって同項第1号から第5号までに掲げる要件のいずれかに該当するものをいう。ただし、次のアからウまでのいずれかに該当する者を除く。

ア その発行済株式又は出資（その有する自己の株式又は出資を除く。イにおいて同じ。）の総数又は総額の2分の1以上が同一の大企業者（中小企業者以外の事業者をいう。以下同じ。）により所有され、又は出資若しくは拠出されている者

イ その発行済株式又は出資の総数又は総額の3分の2以上が大企業者により所有され、又は出資若しくは拠出されている者

ウ その役員の総数の2分の1以上が大企業者の役員又は職員を兼ねている者が占めている者

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、中小企業等であって、法人にあつては町内に主たる事業所を、個人にあつては町内に住所及び事業場を有し、かつ、今後も継続して町内で事業を営む意志がある者で、次の各号のいずれの要件も満たすものとする。

(1) 町税等町に支払うべき債務を滞納していない者

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る同条第13項に規定する接客業務受託営業を営むものでない者

(3) 自己又は自社若しくは自社の役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有していると認

められるものではない者

- (4) 次条に規定する経費において、国、県等他の制度の補助等を受けていない者

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、デジタル技術を活用した事業で、次の各号に掲げるものとする。

- (1) キャッシュレス決済、セキュリティ管理、勤怠管理及びWEB会議等生産性の向上に係るITツールの導入に係る経費
 - (2) ECサイトの開設及びオンラインショップ、オンラインモール出店に係る経費
 - (3) オンライン上で商品やサービスを紹介するために必要となるWEBサイトの作成及びリニューアルに係る経費
 - (4) 動画コンテンツの作成及びリニューアルに係る経費
 - (5) ITツールの導入におけるコンサルティング、導入設定、マニュアル作成及び研修等に係る経費
 - (6) その他町長が必要と認める経費
- (補助金の額等)

第5条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とし、1補助対象者につき10万円を上限とする。

2 補助金の交付は、1補助対象者につき1会計年度において1回とする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、阿武町中小企業等デジタル化事業補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) デジタル技術を活用した事業の内容を示す書類
- (2) 補助対象経費の内訳を示す書類
- (3) 法人は事業所の所在地、個人は住所及び事業場の確認できる書類
- (4) 誓約書（様式第2号）
- (5) その他町長が必要と認める書類

2 補助金の申請は、補助対象経費を支出した日の属する年度内に行わなければならない。

(交付の決定)

第7条 町長は、前条に規定する申請書兼請求書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めた場合は、補助金を交付するものとする。

- 2 町長は、審査の結果、補助金の交付が不適當であると認めるときは、その旨を不交付決定通知書（様式第3号）により交付対象者に通知するものとする。この場合において、前条の規定により提出された請求書は、その提出がなかったものとみなす。

（交付決定の取消）

第8条 町長は、交付対象者が次の各号に該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1） 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- （2） 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- （3） 交付決定後2年以内に事業を廃止し、又は町内での操業を取り止めたとき。
ただし、天災地変その他補助対象者の責めに帰さない特別な事由による事業の廃止、又は操業の取り止めは、この限りでない。

- 2 町長は、前項の規定による取消しをした場合は、補助金交付決定取消通知書（様式第4号）により交付対象者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第9条 町長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合は、交付対象者に対し期限を定めて、当該補助金を返還させるものとする。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。